

令和7年度糸魚川市農地渇水対策のご案内

今年の高温・少雨による渇水対策に要する費用の一部を補助します。

農地渇水対策事業補助金

補助対象	補助率
かんがい用資機材(ホース、ポリタンク、ポンプ等)の購入費	2/3 補助
かんがい用資機材(ポンプ等)及びポンプ車等の借上料	2/3 補助
かんがい用機材(ポンプ等)及びポンプ車等の燃料費	1/2 補助 【燃料費(補助対象額)の算出方法】 市契約燃料単価×稼働時間×機材の平均燃費

※ポンプ車等とは、ポンプ車、散水車及びミキサー車の主に水の運搬を行う車両をいいます。

【補助対象者】 水田耕作者

【補助対象期間】 7月18日(金)から9月26日(金)まで

【申請の流れ】 ①資機材等を購入(借上げ)します。
②購入(借上げ)した資機材等を使用し、渇水対策を実施します。
③下記の窓口へ申請してください。
※詳しい手続きは下記へお問い合わせください。

【必要書類】 ・領収証のコピー
・資機材の写真(使用中の写真もご用意ください。)
・請求書のコピー(借上げの場合のみ必要)
・機材の型式及び使用状況が分かる資料(燃料費補助の場合のみ必要)
※詳しくは裏面をご覧ください。

【申請期限】 10月31日(金)
申請書類は、市のホームページからもダウンロードできます。

【申請・問合せ先】 糸魚川市農林水産課農業経営支援センター 電話:552-1511(代表)
能生事務所 施設係 電話:566-3111(代表)
青海事務所 振興係 電話:562-2260(代表)

かんがい用資機材及びその燃料の購入等には、合意形成のうえ、「多面的機能支払交付金」及び「中山間地域等直接支払交付金」を活用することができます。
耕作者の個人負担が軽減されますので、活用をご検討ください。

必要書類一覧表

書類	購入	借上げ	燃料費
申請書	○	○	○
領収証のコピー	○	○	○
資機材の写真及び資機材を使用している写真 ※接続部品を合わせて購入(借上げ)した場合、接続部品の写真も必要です。	○	○	○
請求書のコピー		○	
機材の型式が分かる資料(カタログ等)			○
機材の使用状況が分かる資料(作業日報等)			○